

- ※2 コースの選択は、1年次の履修登録時から行う。2年次前期ならびに3年次前期の履修登録時に、コースを変更することができる。ただし、3年次前期の履修登録時に登録したコースが最終決定となり、4年次にはコースを変更することはできない。
- ※3 法律専攻の専門教育科目はいずれも選択科目であるが、コースごとに修得しなければならない科目数・単位数がそれぞれ異なっているので、注意すること。詳細は、P53～55のカリキュラム表を参照のこと。
- ※4 シチズンシップ科目の「法と社会参加」、「政治と社会参加」および「行政と市民生活」、カテゴリ8の「法律学特殊講義」、カテゴリ13の「地域研究」および「政治学特殊講義」、ならびにカテゴリ15の「臨床法学演習」および「地域研究演習」については、シラバスにおいて科目・テーマで示されている内容が異なる場合には複数履修することができる。
- ※5 カテゴリ1の「キャリア・プランニング」は、必修科目ではないが、1年次に必ず履修登録しなくてはならない科目である。(ただし、留学生および社会人については、この限りでない。) また、「キャリア・プランニング」については、原則として2年次以降に履修することはできない。
- ※6 カテゴリ2の「裁判法A」および「裁判法B」については、3年次以降に履修することはできない。
- ※7 カテゴリ9の「国際政治入門」、「政治哲学入門」、「比較政治入門」、「地域研究入門」、「比較法入門」、「犯罪学入門」については、3年次以降に履修することはできない。
- ※8 カテゴリ15の「基礎演習」および「判例演習」については、開講学年でのみ履修することができる。
- ※9 「演習」および「臨床法学演習」 ~~および「地域研究演習」~~は同一年度にそれぞれ4単位まで履修することができるが、いずれの演習も合計8単位を超えて履修することはできない。
- ※10 全学オープン科目として経済学部で開講されている「憲法」・「民法Ⅰ・Ⅱ」・「商法Ⅰ・Ⅱ」を、法律専攻の学生は履修することができない。
- ※11 「演習」、「臨床法学演習」、「法教育演習」、~~「地域研究演習」~~「基礎演習」、「判例演習」およびその他一部の科目については、1クラスあたりの履修者数に上限が設定されている。履修希望者数が上限を超えた場合には、抽選または選考による選抜を実施する。
- ※12 教職課程・資格課程を履修する場合には、教職課程・資格課程の科目がその年度の時間割編成上、所定の開講学年では履修できないこと(卒業と同時に取得できない場合)もあるので、注意すること。